

令和6年度「働き方改革推進プラン」の取組

1 基本方針

県・各市町村教育委員会がそれぞれの方針に基づき主体的に取組を推進するとともに、県が市町村教育委員会の取組を支援することにより、全県の公立学校において時間外勤務一月45時間以内、一年360時間以内を目指す。

2 学校の取組

- (1) 所管の教育委員会の取組方針に従うとともに、文部科学省・県教委作成の「働き方改革の取組事例集」等を参考にして、働き方改革に対する教職員個々の意識の醸成を図り、学校の実情に合わせた業務内容の整理・統合・削減やICTを積極的に活用することで、教職員の業務の負担軽減を目指す。
- (2) 授業時数や学校行事の在り方の見直しを進める。
- (3) 管理職による勤務時間の適正な管理と面談や教職員評価等を通しての職務の明確化を一層進める。
- (4) 副校長、教頭が学校マネジメント等に注力できるよう、副校長、教頭の業務の見直し、平準化による負担軽減を図る。

3 市町村教育委員会の取組

- (1) 勤務時間の上限方針等の実行及び検証と学校間の情報共有の推進
- (2) 教職員の働き方改革にかかわる保護者・地域への啓発活動の推進
- (3) 勤務実態の正確な把握（ICTの活用等による客観的把握）、学校の授業時数等の点検結果に対する学校への指導・支援
- (4) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組の推進（給食費等の公会計化、地域ボランティア等の参画・協力の推進等）
- (5) 会議・調査・研修、地域行事やイベント等の点検と精選や見直しの推進
- (6) 所管内の公立学校においてICTを働き方改革のツールとして活用することを推進

4 県教育委員会の取組

- (1) 「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」の推進・効果検証・見直し
- (2) 県立・市町村立学校の勤務実態調査の継続と市町村教育委員会への助言
- (3) ICTの活用を含めた「学校現場における働き方改革の取組事例集」等の継続発行
- (4) 教職員、市町村教育委員会、PTA等が協議する「多忙化解消意見交換会」の継続実施
- (5) 校務支援システムの統一に向けた市町村との協議の継続
- (6) 中学校における、休日の部活動の地域移行の推進
- (7) 若手教員の授業作りを支援する「教育支援システム」の充実と利活用の推進
- (8) スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、学校運営支援員などの外部人材の配置拡充
- (9) 会議・調査・研修の精選と効率・適正化（対面型・オンライン型・ハイブリッド型）
- (10) 県のホームページなどでの啓発活動による県民の理解醸成
- (11) 県立学校における統合型校務支援システムの積極的な活用の推進
- (12) 県立高校におけるデジタル採点システムの積極的な活用の推進
- (13) 県立学校における学校徴収金管理システムの導入